

ID: 181

担当部署: まちづくり振興課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町豪農の館条例 第10条		
<b>例規番号</b>	平成27年条例第7号		
<p><b>【基準】</b>                  第10条の規定による。                  (使用料の減免)                  第10条 町長は、特に必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日